



日本ライフ協会の職員から預かった遺骨を手にする北海道中央霊園の武田寛理事長＝三笠市

「日本ライフ協会」破産

高齢者からの将来の葬儀代などとして集めた預託金の流用が発覚した「日本ライフ協会」（東京都港区）の破産手続しが4月末から始まった。契約者は身元保証や葬儀などのサービスを受けられなくなり、預託金の一部や入会金の返還もかななくなつた。三笠市の靈園には「」になつた契約者の遺骨が預けられたままになるなど影響は道内にも広がる。専門家は「同様の業者との契約には注意が必要」と指摘している。

「日本ライフ協会は公益財団法人だつたのに、簡単に破産したことにショックを受けている」。契約者だつた空知管内の男性(69)はそう声を震わせた。

男性には身寄りがなく、今後に不安を感じていた2011年9月、協会の存在を知った。身元保証から葬儀・納骨を一括で支援する「みまもり家族事業」に申し込み、約1

が、今年に入つて預託金の活用が発覚、札幌市内の協会事務所に電話しても「自分たちでは分からぬ」と言われた。協会の代表的な一括契約プランは約160万円で、その一部を預託金として会員の葬儀費用の支援に充てる仕組み。協会の公益認定の際は第三者の弁護士が預託金を管理するとしていたが、協会が高

(報道センター 石井努)

葬儀の約束 水の泡

接管理する契約もあり、一部を職員の賞与などに流用していなかった。

空知管内の男性の場合は、

受け、協会に問い合わせた際に「遺骨は引き取りに行く」との返答があつたが、3月2

との返答があつたが、3月に入ると連絡が取れなくなつて、監視の代用直里謙三は「二

た靈廟の北田賀御事跡に、
歳の合葬墓に埋葬する。江戸は

できるか、本^レに遺族かしないのか分からぬ状況で進め

「いいものか」と困惑する。
日本ライフ協会の破産手続

きは4月27日に始まつた。今後は協会の財産を確定し、契

約者に配当金を分配する。協会側は当初、「預託金の約4

割は返還できる」としていたが、波産管財人の森恵一弁護士

が、石原幹員への新東洋の説明によれば、士（大阪弁護士会）は「返還請求はさう一概に一、説明ノ

密には「心に漏れ」と詰めている。

日本ライツ協会以外にも、元保証や葬儀・納骨を代行す

る業者がある。「今後は少子高齢化で需要は高まるだろう

が、高齢者が業者の善しあしを見極めるのは難しい」（札

幌の業者)といふ見方が多い。
高齢者の葬儀などに詳しい)

第一生命経済研究所(東京)
の小谷みづの主席研究員

「葬儀などを代行してもらいたい」と
契約にはリストがあるらしい。

「理解したほうがよい」として、
理解したほうがよい」として、

慎重な業者選びを勧める。その上で「葬儀や納骨について

親類や友人など身近な人に支援をしてもらえるよう、日本

ろから関係づくりをしておくことも大事」と話している。